

居場所を奪われた女性たち ——暴力・性暴力の被害を受けて——

婦人保護施設いずみ寮施設長・全国婦人保護施設等連絡協議会会長
横 田 千代子

はじめに

婦人保護施設いずみ寮の横田と申します。よろしくお願いたします。今、天羽先生と同じ法人で同じ働きをしているのですが、天羽先生のいわゆるベテスダ奉仕女のありよう、そして大事にしてきた理念をまた改めて胸に感じた次第です。この導かれた教えをしっかりと継承していかないといけないということを心に深く刻みましました。

かにた婦人の村は、日本でただ一つの長期の婦人保護施設です。私がおります婦人保護施設は、いずみ寮と言います。婦人保護施設は、全国で47の施設があります。今、私が全国の会長を務めております。今日は、お話したいことが山の

横田千代子さん
いずみ寮の愛犬のウメちゃんと一緒に



ようにあり、ちょっと時間が足りそうにありません。私のほうではレジュメを、林先生にお願いしてお渡しさせていただきました。このレジュメに基づいて、そして時々資料をのぞいていただきながらお話を進めていきたいと思います。

1 国の動きから「売春防止法の改正」～新法制定へ

実は今、厚生労働省のほうで「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」が立ち上がりまして、先だって2019年10月4日に第9回が終わりました。そして、この第9回の中間報告のまとめとして、私どもの手に資料が渡ってまいりました。

売春防止法は第1章から第4章までで構成されているのですが、この第4章の中に「保護更生」があり、そこに「婦人保護事業」が置かれているんですが、この「婦人保護事業」の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方というものが出されました。

そして、皆さんのお手元にはないのですが、この資料の中に、実は「売春防止法第4章は廃止されることとなると考えられる」という文章がありました（中間まとめ（案）、p.4）。私たちは、この部分を目にして、本当にびっくりしたのです。厚生労働省の検討会の文書にこのように記されているということは、まさに売春防止法の改正につながったということを意味しているのです。実は、売春防止法ができたのが1956年ですから今から63年前の事です。私たちはこの法律を改正してほしい、と言いつけてまいり

ました。ところが、なかなか改正につながらなかったのですが、ここでやっと改正につながったわけです。

今日は、売春防止法が別刷りで皆さんのところにお渡しされているかと思いますが、目を通していただけますでしょうか。今、一番大事なことから先にお伝えさせていただいております。婦人保護施設は、根拠法を売春防止法、それから平成13年にできたDV防止法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。暴力から逃げてくる人たち、たとえばお母さんや子どもたちを保護する法律です）、さらにまた人身取引対策行動計画、さらにまたストーカー規制法という法律に課せられています。このうち、売春防止法を何としても変えたいと願ひ続けてきています。私たちは今、あるいは制定当初から、婦人保護施設の対象者とされる女性たちへの支援の場が、本当に売春防止法を根拠法としていいのだろうかという問題意識をずっと持ってまいりました。といいますのは、売春防止法は特別刑法なのですね。女性が罰せられる法律なのです。その売春防止法の資料を手元に置きながら、少しご説明させていただきたいと思います。

まず、売春防止法が掲げている目的ですけれども、ここでは「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗を乱す」と言っています。しかし、これは一方的に売る側だけの非を掲げております。そして、第3章と第4章ですけれども、その補導処分や保護更生の中には、「自立支援」というまなざしはまったくないし、買う側の男性のことがまったく問われていないということなのです。私たちの今の感覚ではとても理解できな

いんですが、その中で売春防止法が変わらないまま 63 年目を迎えたのです。

特に、売春防止法の第 2 章の第 5 条を見ていただきますと、そこは刑事処分になっております。この第 5 条で私たちの施設に入ってくる女性たちが今も後を絶たないのです。どういうことかといいますと、女性が街に立ち、男性に声をかけて勧誘する（「街娼」と呼ばれています）のですが、第 5 条ではその勧誘することを理由に逮捕されるんですね。買う男性は逮捕されないのです。そして女性たちは、その場で手錠もかけられるのです。今もです。今も手錠をかけられるのです。なぜ売春をするに至ったかが問われず、理解されないで、勧誘行為をしたというだけで現行犯逮捕に至るのです。私たちは「これは女性蔑視の条文だ」と言い続けております。売春に至る背景への理解もされないまま、逮捕に至る女性たち。その売春を生み出した買春者がおりますが、その買春者には、なんのとがめもない。こういう女性が処罰される法律が第 5 条なのです。

そして、この法律の根底には、まだまだ売春する女性への見方に偏見があります。いわゆる「社会の風俗を乱す」とか「環境をけがす」とか、そういう捉え方がいまだに根強く残っているのです。私たちは女性が処罰され刑事処分されるこの法律を、このまま見逃すわけにはいかないのです。

それから、第 3 章を見ていただきたいのですが、第 3 章には「補導処分」と書いてあります。この「補導処分」は、売春をした 20 歳以上の成人女性に対して、その売春という行為だけを捉

えて規定されています。この問題の本質、なぜ売春をせざるを得なかったかということを実情に本人に問われることもなく、言及されることもないと思います。しかも執行猶予という判決を受けていながら、さらに「補導処分」として、身柄の拘束や管理的な指導が行われます。この「補導処分」を行う婦人補導院は、現在、日本でただ一つ、東京に設置されています。

私たちはこの売春防止法が持つ女性蔑視の刑事処罰を女性たちがなぜ受けなければならないのか。いわゆる女性を犯罪者として捉える法律のありようを許すわけにはいかないのです。なぜかといいますと、先ほど天羽先生のお話にもあり、林先生のお話の中にもありましたが、婦人保護施設にたどりつく女性たちの姿と出会うことから、言えることなのです。「保護更生」ではなく「女性の自立支援」が軸であるべきと考えるからです。今、やっと売春防止法の改正が行われる運びになり始めました。「本当かしら」と耳を疑いました。私は10月4日の検討会で、最後にどうしても確認したくて、国に対して質問させていただきました。その確認とは次の通りの事です。私はいずみ寮で働いて36年経ちますが、外部の方にいずみ寮を説明する時も、地域の人に説明する時も「この施設の根拠法は売春防止法です」といつも言っていました。それから、利用者が社会につながっていく就労先に対しても、「根拠法が売春防止法の施設です」と言い続けてきました。事実なので言わざるを得なかったのです。でも、その嫌だったこと、そのつらかった気持ちは今でも変わりません。“なぜ売春防止法によって、行き場のない、居場所のない、暴力を受けた、被害を

受けた女性たちが、問われていかなければならないのだろうか”ということが、ずうっと心の中にありましたので、改正を求めて声を上げて行く、と同時に、同じ車輪の動きの一つとして、新しい法律を作る以外にはないと行動をおこしてまいりました。そして、先ほどもお伝えしましたが、検討会で国に質問しました。「36年間、私はいずみ寮について説明する時、いつも、売春防止法を根拠法にする施設だと言いつつ続けてきました。でもこれからは、売春防止法が根拠法だと言わなくてもいいんですね？」という質問を課長に投げ掛けました。すると、「いいです」と答えが返ってきました。「いいです」ということは、売春防止法が改正されるということの意味しています。まだ、しっかりとした通知は出ておりませんが。その言葉を聞いて、63年間、ひたすら改正を求めてきた関係者の方たちへの想いがよぎりました。

振り返ってみますと、私たちが売春防止法改正を求める活動を始めたのは2008年です。そうすると現在まで10年以上かかっているんです。1956年にできた売春防止法も、昭和20年の終戦後から約10年かかって、昭和31年にできているんです。やはりこうやって法律を変えていくという大きな動きには、10年という長いタイムスパンが必要なのだという事を実感しました。

2 婦人保護施設とは

婦人保護施設とは、今お話ししました売春防止法第4章の「保護更生」の中に「婦人保護事業」があり、そこに婦人相談員、婦

人相談所、婦人保護施設についての条文があります。たぶん婦人保護施設を知っているという人は本当に少なく、ほとんど周知されていない施設です。やはりその理由に売春防止法という法律が根拠にあることも大きなことです。要は「特別な女性たち」というまなざしが、いまだに残っていて、「売春」している女性たちを考える時に、売春に至るまでに複雑な複合した社会問題を抱えてきているということが社会に周知されてこなかった事も、その要因になっているかと思います。

私たちの利用者の方ですけれども、今とても人数が少なく、40名定員のうち15名しかいないのですが、その15名の利用者の方たちの状況ですが、一番多いのは、知的障害を抱えている方たちで、全体の74%になります。それから、精神の疾病を抱えている方たちも74%、同じパーセンテージになります。

それから何らかの疾病を抱えて医療受診をしている人たちにつきましては、80%近い女性たちになります。ほとんどの方が、何らかの医療を受けています。なぜかと言いますと、未治療のまま私たちの施設に入ってくる故です。そして施設に入ってから身体のいろいろな傷んだところを、あるいは心も含めて回復につなげてゆきます。

そして、このパーセンテージの中で、さらに驚くことには、15名のうちの90%近い方が暴力、性暴力を受けているんです。たった15名のうちでこれだけの女性が暴力、性暴力、あるいは虐待を受けているというようなところは、婦人保護施設ぐらいしかないと思います。

終戦後約10年たって、売春防止法ができましたが、その2年後に、私たちの施設いずみ寮が設立され、次々と利用者が入ってまいりました。精神障害を持っている方、そして貧困をベースに、知的障害を抱えて、いわゆる生きづらさを持っている女性たちが、今と同じようなパーセンテージで入所していたのです。

ということは、63年経ったこの社会が、売春防止法制定当初と何も変わっていないということです。いかに女性に関する政策が貧困であるか、あるいは、いかに女性が生きづらい社会であるかということです。今、天羽先生のお話の中にもありましたが、社会が変わっていかない限り、女性たちの生きづらさというのは脈々と続いていくんです。でも、これを変えていくためにも売春防止法は改正されなければなりません。心からそう願っています。

3 2019年度基本方針“生活のしおり”から

皆さんのお手元には、「2019年度いずみ寮生活のしおり」という資料があるかと思います。そこには、私たちの施設の基本方針を掲げさせていただきました。私たちも、ベテスタ奉仕女母の家の法人の1つです。キリスト教を主体にして支援をしている施設です。

これは利用者の方たちに、私からお渡りする生活のしおりです。内容を理解するのに困難なところもあるかと思いますが、何回かにわたって利用者にも説明しております。施設の運営方針、これはベテスタ奉仕女母の家の運営方針の1つでもあります。理念は、

「共に生きる」なんです。ここにも書いておきましたが、「はっきり言っておく、わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである」と、マタイによる福音書からこの聖句を引用し（25章40節）、そして「共に生きる」を掲げています。そして特に私たちのところにたどり着く利用者ご自身、傷つき、居場所を失い、心を奪われた女性や子どもたちが多いのですが、そのような方々を含め、いずみ寮はどの人にも安心で安全な生活を提供できる場所でありたいと願っています。

そして、「いと小さき者」は、いつも私たちの身近にいます。そして、それは自分自身でもあるのです。ともに愛し、ともに支え、ともに生きる仲間として、職員も利用者もここで自分を探し、自分と出会い、自分らしく生きることを獲得してほしいと思っております。

いずみ寮は創立60周年を迎えましたが、この時の積み重ねを振り返りながら、また新しい時を重ねていきたい。私はこの「共に生きる」という言葉が大好きです。それは本当に公平な、人として、お互いを大事にする、思いやりのある、そこに流れる愛という言葉が何より大好きです。生きてきた生活史の異なる利用者が共に生活している中では、様々な困難な問題にも向き合います。そんな時、利用者の方々に伝えます。「人はひとりでは生きられない。人の弱さとの出会い、人とふれあうことで、その人を理解して、自分のことを知ってもらうこと… 出会いがあったということを大事にしましょう」と。

4 居場所のない女性たちの背景

この居場所のない、生きづらさを抱えた女性たちの中で、特に私が支援をしていて感じているのは、「生きてきたけれども暮らしてこなかった」ことです。この言葉に、はっと気がつきました。施設にたどり着く皆さんが、本当に苦しいながらも何とか食事を食べ、何とか寝るところを確保し、時には暴力にさらされながらも生きてきているんです。だけど、「暮らし」てはきていないのです。

「暮らす」と「暮らし」は違うと思うのですが、私はこの「暮らし」を、一人一人が、ご自分の暮らし方を暮らす中で作っていく、これが婦人保護施設のもっとも大事な支援ではないかと思っています。

それで、「暮らしづくり」ということを1つの基本テーマに掲げて、実はもう14年経つんですけれども、その「暮らしづくり」という中には、例えば「豊かに暮らすための暮らしづくり」とか、いろいろなことを言葉として掲げてきました。最初は利用者が「暮らしづくりって何ですか」ということを言っておられましたけれども、時間を経て「暮らしづくり委員」が施設の中にでき、暮らすということに対して利用者が目をとめ始めたのです。そしてそれは、全体的な暮らしもあるのですが、実はたいへん個別性のあることだということにも気づき始めています。

「暮らしづくり委員」ができましてから、今は、そのことをと

でも大切にしながら「暮らしづくり」が行われています。そして、2019年度の「暮らしづくり」のテーマは、「共に暮らす生活の中の環境、共に暮らす仲間との関係を考える暮らしづくり」としました。

今はたった15名の婦人保護施設ですけれども、多いときには40名定員で38名もいたときもあります。この小さな集団、実は大きな集団でもあるかもしれないですけど、私はこれを集団と捉えないようにと職員に話してまいりました。集団ではなくていずみ寮という小さなコミュニティです。地域のコミュニティでは疎外されてきている方が多いので、まずは施設の中でコミュニティを作り、そのコミュニティの中でいかに自分が社会の中で暮らすか、暮らしていくか、あるいは暮らし方を発見するかということに主軸を置いて生活支援をしてゆくことが課題です。そして、少しずつですが、いろいろな「暮らしづくり」のテーマが生れてきたのです。いいテーマだと、3年間ぐらい、それを続けて行きました。

5 性虐待・性暴力を受けることとは

性虐待、性暴力を受けている方たちは多くいらっしゃる、その方たちへの支援は、とても難しい時もあります。そして、「暴力の被害を受けてきたから、もう暴力はこりごり」ではなくて、なぜか暴力の中で生きてきた方たちは、暴力を学習してきてしまうんです。虐待を受けてきた人たちは、虐待によるフラッシュ

バックを起こします。重ねて性暴力被害を受けている女性たちは自尊感情を奪われます。そうすると自分が自分であるということでの自己尊重感がまったくなくなってしまうのです。その人たちが共同体で暮らすということの中には、時には自己コントロールを失い、凄まじい戦いにつながる事もあります。

そのような場面に出会う時、特に性虐待や性暴力を受けるということの後遺症の凄まじさから私たちも学びます。ある女性の例です。あるとき彼女は私のところに来て、「怖いよ、怖いよ」と、「毎晩、怖い夢を見るんだよ。横田さん、助けて」と言ってきました。「どんな夢を見るの？」と私は尋ねました。その女性は幼いころから児童養護施設で育ちましたが、性虐待を受けたり、その後も風俗で働いたりする中で性暴力を受け、そして出会う男性から性暴力を受け、本当に生きづらさを抱えていました。リストカットをしたり、「私なんか消えてしまった方がいい」「私なんか生まれてこなければよかった」と言ったりしていました。その彼女が「私の体は汚い、汚い」と、いつも言っていたんです。

そしてその「怖いよ、怖いよ」というのを、「話してごらん」と言ったら、「毎晩、怖い夢を見る。助けてほしい」と言うのです。そして「どういう夢なの？」と聞いたら、自分の膺の中から、黒い虫が、ずるずると出てくる。引っ張っても、引っ張っても出てくる。その怖さで目が覚めるというのです。

彼女は「助けて」と言うのですが、私は彼女の夢の中に入っていけないと伝えます。「あなたの夢の中に私が入って行って助けてあげたいけど、残念ながら夢の中には入っていけない。どう

すればいいか。では、一緒に考えましょう」と話しました。「あなたが怖い夢を見たら、必ず私に言いなさい」と伝えました。その後、「また見たよ」「また見たよ」と、彼女から数回、その報告がありました。

そのたびに「また見たの?」「また引っ張ったの」「嫌だったね、つらかったね」と寄り添い、「もう見ないといいね」「夢の中に入っていきたいな」という話を、彼女としていきました。

たぶん3日間ぐらい続いた後、彼女は夢を見なくなったのです。二人でホッと安堵しました。私は性被害というのは、私たちがどんなに当事者性を持って理解しようと思っても非常に難しいと感じています。それは彼女だけではなくて他の方もそうです。ふっと体を触らただけで跳び上がるほど恐れたり、性被害を受けたときの感覚が忘れられなくて、自分の体の皮が剥けるほど全身を擦って洗ったり、何度も、何度もそういうことを繰り返していたために皮膚がすごくがさがさになってしまった人もいました。そういうことが非常に長期にわたって行われるのです。

そこに私たちが入ることはできない。だけど寄り添うことはできる。私はここにやはり愛があると信じます。私たちが神様から教えられ、導かれ、共に生きるということをして、愛をもって彼女に寄り添える。当事者にはなれないかもしれないけど、いずみ寮としての支援は、そこをものすごく大事にしています。

6 被害からの回復支援の重要性——婦人保護施設の役割

「こんなことがあっていいのだろうか」ということがやまやまですけれども、ただ、その方たちに、私たちは「回復支援」という言葉を、今、使っています。

支援される女性たちは、東京都から措置という形で私たちの施設に入ってきます。東京都の「支援」の意向は、早い時期に就労につなげて社会に送り出してほしいというものです。つまり行政的には「就労支援」が優先されています。しかし私は、「それは違うでしょう」と思っています。安心と安全の中に、やっとたどり着いた女性たち。ゆっくりと時間を過ごし、自分を見つめ、そしてその中で自分を探し、自分らしく生きる。そのための心の回復をするのが私たちの支援の軸になると主張し、「就労支援」優先の要請に対しては抵抗してきました。その考え方は今でも揺らがないです。

その私たちの「回復支援」のためにも、売春防止法を改正してゆかなければなりません。売春防止法の中には、自立という概念がありません。被害者という概念もありません。売春婦という「犯罪者」への捉え方が基本になっている法律なのです。

もちろんそんな法律さえなかった終戦から10年間の日本の状況は、凄まじかった。昭和31年に売春防止法ができたときは、「女性たちの夜明け」と言われた法律なのです。市川房枝さんや神近市子さんたちが頑張って、頑張って、作った法律です。でも、今のニーズにはまったく適応していないのです。

7 他者から侵害されたものは他者によって回復する

私が今、最も必要性を感じているのは「専門的な治療」です。「他者から侵害されたものは他者によって回復する」と、私は思っています。その回復のためには専門的な導入が必要です。そして、いま最も必要とされているのは、心のケアの専門職です。別に、専門職が人として優れているとか、そういうことではありません。でも、知らないよりは知っている方が、そして知っているスキルを利用者の回復のために導入することで実際に回復につながっていくという実践を、私は今、施設の中で見えています。

たとえばOさんです。どうしようもない怒りがとめどもなく溢れ、怒りを心理職員に向かって叩きつけていました。バンバン机をたたいたり、ものを投げたりしていました。心理職員が、そのOさんの後ろ側に回って優しく声をかけ、「よかったね、つらかったね、大丈夫よ」と背中をさすっていました。音楽を聴かせながらマッサージをしたり、トントン、トントン、とタッピングをしたりしていました。そうすることで、Oさんの心の中の今まで言えなかったことを、どんどん語らせてゆく。Oさんが安らかな表情に変わってゆく姿をみて、私は思いました。彼女たちが専門職である心理職員に対して、とても深い信頼を寄せているのです。被害を受けた当事者、あるいは侵害されてきた者は、治療を受ける権利を持っていると私は思うのです。

ところが、残念ながら、そういうことに対する予算措置はとても少ないです。女性が被害からの回復をするという視点が、まだ

まだ非常に少ないのです。これは、婦人保護施設だけではなくて、児童養護施設にも、あるいは暴力を受けたDVの被害者のお母さんや子どもたちにも通じることだと思います。

暴力を受けた者が、あるいは性暴力を受けた者が、本人の力だけではとても回復はできません。回復には何年も、何年も、何年もかけて、長い時間が必要です。それだけ人の心を侵害するというのは、こんな凄まじいことなのだというのを、私は今、支援を通して実感しています。

新しく入ってくる女性たちの中には知的障害のある方たちがたくさんいます。特に軽度の知的障害を持った方たちは、一見しただけでは、まったく分からない。弁も立つし、お話も理解できるしという方々ですけれども、ある部分ではすごく価値観が偏っていたり、判断力が脆弱であったりします。施設は、そういう女性たちが自分らしく生活することや、いろいろな事を習得する経験を積み重ねてゆく場でもあると思います。

そのためには人がいる、時間がある、場所がある。なんて日本は貧困なのだろうと思います。今、私たちは、新しく女性自立支援法という、仮称ですけれども、法律を作ろうと活動しています。そしてその目的は、すべての女性、すべての子どもたちもその法律によって救われるように、というものです。国が責任を持って、きちんと対応するような法律であってほしいと願います。そして、この新法がもし可能になったならば、当事者に寄り添った、きめ細かな支援を確立したいものです。さらに専門性を持った方たちによる支援の技術が導入され、女性の人権を核とした、権利擁護

を主軸にしたものとして施設が生かされていくという期待を持っています。

おわりに

私たちが日々会っている女性たちは、当然ですけど、生きています。ただ、初めて出会うときに本当に「暮らしてこなかった」ということを、すごく感じます。それは恐怖のまなざしだったり、不信感のまなざしだったり、信頼関係からは程遠いものを感じます。「ここにいていいんですよ」「よくここに来てくださいましたね」と声掛けをします。それはかにた婦人の村でも同じですけれども、そういうメッセージを送れるだけの支援をするために、私たちも、専門職としての心の余裕が欲しいと思いますし、その余裕を育てる環境も必要だと思います。

婦人保護施設は全国的に建て直しが進んできれいになりました。けれども、今日、同志社大学に来て、なんて素敵な環境なのだろうと感動しています。さっきから、写真をいっぱい撮らせていただきました。婦人保護施設については、よく言われていたのは「刑務所と同じ」という発想です。確かに生活ルールも、作り方も、本当に刑務所と同じようなところがたくさんあったと思います。

でも、今は違います。全国の各婦人保護施設で、ルールの見直しや環境についても、話し合いをしていると思います。私たちは私たちの意識で環境を変えていくことができるのです。それは利

用者と一緒に、です。共に生きながら環境を変えていくことができますのです。そういう意味で、まだまだ成すべきことはいっぱいあると思います。

法律改正により今度は「婦人保護施設」と呼ばなくてもよくなるのではないかと、ちょっと期待しています。新しい呼び名も考えておかなければなりません。「え？ 婦人？ 保護施設？ そんなところなんか行かないよ」と言われないようにしたいものです。行き場のない若い女性たちが安心して入ってこられるような場所でありたいと願っています。

今日お話しできなかったことは、ぜひ、お配りした資料を参考になさってください。

売春防止法が改正されることになりました。これは大きな変革です。新法は、まだどういう法律になるか分かりませんが、これは私たちだけの問題ではなくて、今日いらしている皆さんにも関わる問題だと思います。男性だから、女性だからということではなく、新法に対して意識と関心を寄せていただきたいと思います。

とりとめのないお話でしたが、ありがとうございました。